

十七史商榷と近藤正齋

松浦 章

要旨：江戸時代の長崎には中国船によって多くの漢籍が舶載されていたことは大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』（関西大学東西学術研究所、1981年3月）によって明らかにされたが、しかし舶載された書籍がどのように利用されたかについては具体的に解明された成果は極めて少ない。

そこで、中国から長崎に舶載されて間もない書籍を利用した事実が判明する事例として清朝考証史学の成果である王鳴盛の『十七史商榷』と、徳川幕府の書物奉行を勤めた近藤正齋重蔵の『正齋書籍考』を比較しながらこの問題解明の一端について述べたい。

キーワード：王鳴盛 十七史商榷 近藤正齋 正齋書籍考 舶載書

1 緒言

内藤湖南の名著の一冊とされる『支那史学史』において、清朝の史学分野に関して、

乾隆の中頃以後、經學の方面に起つた考證の學風が史學の方面にも及ぶやうになった。これは一面には當時の考證が經學にのみ偏る弊を救ふ意味に於て、史學の方でもその方法を眞似たのである。……舊史を考訂する學派の中でも最も代表的の學者とその著述を挙げると、王鳴盛の十七史商榷・趙翼の廿二史劄記・錢大昕の廿二史考異である。この三人にはまた専門の歴史の考證を補助する相類した著述がある。即ち王鳴盛の蛾述編・趙翼の陔餘叢考・錢大昕の十駕齋養新録がそれである。この三書の内容は單に歴史の考證のみならず、その他にも涉つてゐて、とにかくこの人々の學風を見るに足るものである。¹

と、乾隆中期の史学隆盛における代表者の三名として王鳴盛、趙翼、錢大昕を挙げている。とくにその中の一人である王鳴盛について次のように述べる。

王鳴盛は當時の所謂漢學の學風を極めて眞直ぐに修めた人である。その研究の態度は、十七史商榷序文にその主旨を明かにしている。即ち經學と史學とは、研究の仕方が同じい所もあり又異なる所もある。經學は道を明かにするものであるが、道を求めるには、必ず

¹ 内藤湖南『支那史学史』清水弘文堂書房、1967年3月、429-430頁。

しも空漠な形而上の研究によるを要せず、文字を正し、音讀を辨じ、訓詁を釋し、傳注に通すれば、義理自ら見はれ、道その中にありとして、面白い譬を引き、人が甘いものを求めようとするのに、錢を持つて市に行き、甘といふ名のものを求めてもそんなものは無いが、飴を買つて食へば甘味その中にあり、鹹きものを得ようとすれば、鹽を買へば鹹味その中にある。それと同じく畢竟するに實物に就て研究すれば、自ら求めむとする所のものの中にあるのである。故に史を研究するにも議論によつて法戒を求める必要なく、但だ典制の實を考へればよいのであるし、褒貶を以て與奪をなす必要はなく、但だ事蹟の實を調べればよいのである。これは經學と史學との同じい所である。その異なる所は、經學をなすものは斷じて經を駁しないが、史學に於ては司馬遷・班固の書と雖も間違いがあればこれを駁してよいのである。…²

と、王鳴盛の『十七史商榷』の序³を参考に、王鳴盛の史學理論の一端を叙述している。

この王鳴盛の成果である『十七史商榷』と、最も近しく向き合った最初の日本人は、内藤湖南ではなく、江戸幕府の書物奉行であつた近藤重蔵である。そこで、近藤重蔵が王鳴盛の『十七史商榷』をどのように見ていたかについて述べてみたい。

2 十七史商榷と日本への舶載

王鳴盛について、『清史稿』卷四百八十一、列伝二百六十八、儒林に、

王鳴盛、字鳳喈、嘉定人。幼從長洲沈德潛受詩，後又從惠棟問經義，遂通漢學、乾隆十九年，以一甲進士授翰林院編修，大考翰詹第一，擢侍讀學士。充福建鄉試正考官，尋擢內閣學士，兼禮部侍郎。坐濫支驛馬，左遷光祿寺卿。丁內艱，遂不復出。⁴

と見られるように、江蘇の太倉州嘉定の出身で、幼少より有名な沈德潛の指導を受けて作詩し、また惠棟からも古典籍の教授を得ていたことが知られ、乾隆十九年（宝暦 5、1755）に進士となった優秀な人物であつた。

鳴盛 性儉素，無聲色玩好之娛，晏坐一室，呶唔如寒士。嘗言：「漢人說經必守家法，自唐貞觀撰諸經義疏而家法亡，宋元豐以新經學取士而漢學殆絕，今好古之儒皆知崇注疏矣，然注疏惟詩、三禮及公羊傳猶是漢人家法，他經注則出魏、晉人。未為醇備。」著尚書後案三十卷，專述鄭康成之學，若鄭注亡逸，采馬、王注補之。孔傳雖出東晉，其訓詁猶有傳授，間一取焉。

² 内藤湖南『支那史學史』430-431頁。

³ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、2005年12月、序1頁に、「經以明道、而求道不必空執義理以求之也、但當正文字、辨音讀、釋訓詁、通傳注、則義理自見而道在其中矣。…」とある。

⁴ 『清史稿』第43冊、中華書局、1977年8月、13196頁。

又謂東晉所獻之太誓偽，而唐人所斥之太誓非偽，故附書今文太誓一篇，存古之功，自謂不減惠氏周易述也。又著周禮軍賦說四卷，發明鄭氏之旨。又十七史商榷一百卷，於一史中紀、志、表、傳互相稽考，因而得其異同，又取稗史叢說以證其舛誤，於輿地、職官、典章、名物每致詳焉。⁵

この王鳴盛の史学に関する著作に『十七史商榷』がある。正史の中の『史記』から『新五代史』と『舊唐書』、『舊五代史』を含めた十七史の正史に関する考証、校勘を施した百巻からなる著述である。校勘のために、正史のみならず、各種の史料を収集し、小説類や金石文も使用したとされる成果である。『十七史商榷』百巻の刻本として乾隆丁未刻本が知られる（右図参照）。乾隆丁未、五十二年（天明六、1787）であり、これは現在では『續修四庫全書』に収録され、比較的容易に閲覧できるようになった。⁶

現在日本の研究機関に所蔵される『十七史商榷』の最古の版本は乾隆五十二年（天明 7、1787）刊本 洞涇草堂藏版である。

この『十七史商榷』が日本に舶載されたことが知られる事例はつぎのものである。

寛政三辛亥年（乾隆 56、1791） 十七史商榷 一部一套⁷

嘉永元年（道光 28、1848） 十七史商榷 十部各四包⁸

安政六年（咸豊 9、1859） 十七史商榷 貳部⁹

以上の三度の舶載が知られるのみである。洞涇草堂藏版『十七史商榷』が出版されて四年後には日本へ舶載されていたのである。歴史関係の書籍としては比較的早い時期に舶載されたと考えられる。

王鳴盛の『十七史商榷』は百巻から構成され、巻一から六が史記一から六、巻七から二十八が漢書一から二十二、巻二十九から三十八が後漢書一から十、巻三十九から四十二が三國志の一から四、巻四十三から五十二が晉書の一から十、巻五十三から六十四が南史合宋齊梁陳書の一から十二、巻六十五から六十八が北史合魏齊周隋書の一から四、巻六十九から九十二が新舊唐書の一から二十四、巻九十三から九十八が新舊五代史の一から六、巻九十九と百が綴言の一、二



⁵ 『清史稿』第43冊、13196-13197頁。

⁶ 『續修四庫全書』第452-453冊、上海古籍書店、2002年3月、全1880冊、所収。

⁷ 大庭脩編著『江戸時代における唐船持渡書の研究』関西大学東西學術研究所、1967年3月、731頁。

⁸ 大庭脩編著『江戸時代における唐船持渡書の研究』524頁。

⁹ 大庭脩編著『江戸時代における唐船持渡書の研究』651頁。

から成っている。¹⁰

その『十七史商榷』を、自己の著述に利用した人物がいる。それが近藤重蔵、正齋である。

3 近藤正齋『正齋書籍考』に見る『十七史商榷』

近藤守重重蔵は幼名圓次郎と言ひ、正齋はその号であり、晩年には昇天真人とも号したと言われる。守重は明和八年(1771)に江戸駒込に生まれ、寛政元年に十九歳にて御手與力見習いとなり、幕臣に加わる。寛政七年(1795)長崎奉行出役となり、長崎に出張¹¹し、『清俗紀聞』の編纂にも関与している。¹²文化五年(1808)二月晦日に書物奉行に任じられ、文政二年(1819)二月に大坂御弓奉行に転任¹³されるまでほぼ十年にわたって幕府の御文庫の奉行を任じた。文政九年長男富蔵の殺傷事件により江州大溝藩分部家へお預けとなり、文政十二年江州にて病没している。¹⁴近藤正齋の事蹟に関する資料として、森潤三郎『紅葉山文庫と書物奉行』第三編「奉行傳記集成」に「近藤重蔵守重」¹⁵として 100 余頁にわたる資料が収録されている。

近藤正齋が就任した書物奉行であるが、徳川幕府は慶長七年(1602)江戸城南藤見亭の文庫を建設し、¹⁶ 寛永十年に図書管理者として書物奉行を設けている。¹⁷ その後、寛永十六年七月に紅葉山寶蔵構内に文庫を移転して以後、紅葉山文庫と呼称された。¹⁸

近藤正齋が著した『正齋書籍考』全三巻は、文政六年(道光 3、1823)に江戸で刊行された。

¹⁹ 同書は、巻首に目録學に関する叙述を行い、巻一、二が經部、巻三が正史からなる。

『正齋書籍考』についての解題と言えるものが『近藤正齋全集』第二の「例言」である。

¹⁰ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、2005年12月、1-965頁。

¹¹ 村尾元長編「近藤守重事蹟考」、市島謙吉編『近藤正齋全集』第一、国書刊行会、明治38年(1905)11月、3-4頁。

¹² 『清俗紀聞』I、平凡社、2003年9月、孫伯醇、村松一弥「解説」135-138頁。

¹³ 村尾元長編「近藤守重事蹟考」、市島謙吉編『近藤正齋全集』第一、国書刊行会、明治38年(1905)11月、4頁。

¹⁴ 村尾元長編「近藤守重事蹟考」、市島謙吉編『近藤正齋全集』第一、国書刊行会、明治38年(1905)11月、4頁。

¹⁵ 森潤三郎『紅葉山文庫と書物奉行』昭和書房、1933年7月、臨川書店、1988年1月複製第二刷、436-548頁。

¹⁶ 森潤三郎『紅葉山文庫と書物奉行』昭和書房、1933年7月、臨川書店、1988年1月複製第二刷、9頁。

¹⁷ 森潤三郎『紅葉山文庫と書物奉行』17頁。

¹⁸ 森潤三郎『紅葉山文庫と書物奉行』18頁。

¹⁹ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、国書刊行会、明治39年(1906)、3月、例言、1頁。同書「刻正齋書籍考序」に「文政癸未春正月 泉州 横塘有則書於浪華伏水坊東寓居」とある(1頁)。

正齋書籍考經書部三卷は、首卷は凡例綱領を陳べ、一二の卷に經書を委細に論じ、序跋要文等を抜摘し、或は本朝流傳の來歴を考述したり、文政六年江戸にて刊行せり、されど荻野博士所蔵の岡本保孝氏の書入によれば、刊本已に誤字多きを知る。今其書によりて訂正し、擬似に渉るものは（ ）を加へて、本文の下に挿入し、以て本注と區別せり。

書籍考歴史部一卷は、近藤家所蔵の稿本にして、永澤平三郎氏の保管する所なり。本書は支那史籍の解題及び本朝流傳の來歴を考述せり。但し著者は、二十一史各書に就きて講究する考なりしに、未定稿にて終りしものと見え、其稿は唐史に止りて、五代史、宋史、遼史、金史、元史等の考なく、又史記百家評林、史記論文、漢書評林の如きも、書目のみを記して餘白を存したり。原稿本は誤寫少からず、字體に不明なるものも亦多し、因て引用書の得べきは、就きてその誤脱を正し、得るに由なきものは、姑く舊に仍る。²⁰

卷三、史部では正史類から始まり、二十一史、附二十史、康熙板二十一史、二十二史、乾隆板二十四史、十七史、十七史汲古閣毛氏本、史記、史記集解、史記索隱、史記百家評林、史記論文、漢書、後漢書百家評林、後漢書、三國志、晉書、宋書、南齊書、梁書、陳書、後魏書、北齊書、周書、隋書（宋板）、南史、北史、舊唐書、新唐書、十六國春秋、新唐書糾繆、建康實錄、漢紀、後漢紀の順に説明を加えている。²¹

同書の卷首、綱領の目録學に、

十七史商榷ニ清王鳴盛、目録之學、學中第一緊要必從此、問塗方能得其門而入。然此事非苦學精究質之良師、未易明也、自宋之晁公武下、迄明之焦弱侯、一輩人皆學識未高未足剖斷古書之眞偽是非、辨其本之佳惡、校中譌謬也。

有某氏者、蔵書最稱奧博、自誇其家蔵宋刻開元本〔史記〕升老子於列傳首伯夷上。又自誇集諸宋板史記、共成一書、凡一百三十卷、大小長短咸備、因李沂公、取桐糸精者、襍綴爲一琴名百衲琴。故亦戲名此爲百衲史記。

今按ニ某氏トハ暗ニ錢曾ヲ指スナラン、〔讀書敏求記〕ニ史記一百三十卷、唐尊老子爲玄元皇帝、開元二十三年勅升于〔史記〕列傳之首、處伯夷上。予昔蔵宋刻史記、有四而開元本、亦其一焉。今此本乃集諸宋板、共成一書、小大長短各種成備、李沂公取桐糸之精者、襍綴爲一琴、謂之百衲、予亦戲名此、爲百衲本史記、以發同人一笑焉。又コレヲ云ナラン。

但百衲本既分一百三十卷、而開元本分卷若干、其爲仍之舊乎、抑已改之乎、某之學不足以知此竟未嘗討論及之、如某之擗奇訪秘多見多聞、較儉陋者、誠不可同日語、惜其未有學識、枉見如件奇秘古本、竟不能有所發明、以開益後人、如某但可云能蔵書、未敢許爲能校書能讀書也。或問予曰、讀書但當求其理、卷帙離合、有何關繫、而子斷々若此、予笑而不能答。

²⁰ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、国書刊行会、明治39年（1906）3月、1-2頁

²¹ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、64-97頁。

と記している。ここで近藤正齋が引用した部分を『十七史商榷』と比較したい。

現在、国立公文書館内閣文庫に所蔵される『十七史商榷』は三種あり、その内の一種が舊紅葉山文庫とされている。これには明治初期に押印された「秘閣圖書之章」²³の二種の印が、全十六冊の全冊、第一葉に押印されている。この『十七史商榷』の表紙の洞涇草堂藏版の名が見られる部分であるが、背後の色に黄色の色が残され²⁴（文末写真参照）、「大日本帝国図書印」本²⁵は、白地である。昌平坂学問所本は24冊本で、デジタル公開されている。²⁶

『正齋書籍考』巻一、史記一、冒頭の「史記集解分八十卷」に、ほぼ見られる。

目録之學、學中第一緊要事、必從此問塗、方能得其門而入。然此事非苦學精究、質之良師、未易明也、自宋之晁公武、下迄明之焦弱侯一輩人、皆學識未高、未足剖斷古書之眞偽是非、辨其本之佳惡、校其譌謬也。有某氏者、藏書最稱奧博、自誇其家藏宋刻開元本史記、升老子於列傳首、[居]伯夷上。又自誇集諸宋板史記共成一書、凡一百三十卷、[小大]長短咸備、因李沂公、取桐絲精者襍綴爲一琴。名百衲琴故亦戲名此爲百衲史記。²⁷

とあるように、「書籍考」は「商榷」から引用したことは明かで、「書籍考」には[居]の脱字があり、[小大]が[大小]と変わっているだけである。

『正齋書籍考』巻三、史部の十七史に関して、正齋は次のように述べる。

按ニ十七史ノ名ハ始テ宋ニ聞ヘテ、其十七史全書ヲ彙刻スルモ亦南宋ニ始ル。清王鳴盛詳ニコレヲ辨ス。其十七史商榷ニ云フ。大約史漢三國備于晉初、晉及南北朝皆定于唐太宗・高宗之世、而書猶深藏、廣内既無刻版、流布人間者甚少、故學者所習三史三國而止、直至宋仁宗天聖二年、方出禁中所藏隋書、付崇文院、彫板嘉祐六年、并梁陳等止、次第校刻其工、蓋至英宗、方粗就觀校者、稱仁宗云々、則可見、于是歷代事蹟粲然明著、...²⁸

と記しているが、この部分は王鳴盛の『十七史商榷』巻九十九、「十七史」²⁹の該当部分から引用している。

²² 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、8-9頁。

²³ 『改定増補内閣文庫蔵書印譜』国立公文書館、1969年3月初版、1981年3月、改訂増補、「紅葉山文庫」1-3（印文1-2）頁。

²⁴ 国立公文書館、内閣文庫 請求記号：史118-6、上下二帙、各8冊、計16冊。縦24.5横15.9cm。

²⁵ 国立公文書館、内閣文庫、請求記号：297-170、四帙、各帙4冊、計16冊、縦28.8x横18.0cm。

²⁶ 国立公文書館、内閣文庫、請求記号：297-170、24冊。これには表紙、王鳴盛序が見られ無い。

²⁷ 黄曙輝點校『十七史商榷』1頁。

²⁸ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、67頁。

²⁹ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、2005年12月、928-930頁。

「書籍考」の十七史の「附（三史）史記 漢書 後漢書」において、

按に三史ノ名和唐ニ聞ユル。其由テ來ルコト舊シ、王鳴盛以テ晉ノ司馬彪ガ續漢郡國志ニ始ルトス。其或ハ然ラン。其三史ノ彙刻ハ予宋慶元本ヲ見ル。今彙刻ノ專書ナシ。故ニ此ニ附ス十七史商榷ニ云。自唐以前通行人間者、惟馬班范之史記、前後漢書三史而已、其次則三國志、若晉書及南北朝各史、未流布也。以史漢目爲三史、始於司馬彪續漢郡國志、...³⁰

と記し、「三史」名称の由来を述べる。その根拠としたのは王鳴盛の商榷であった。『十七史商榷』卷九十九、綴言一の「唐以前惟三史三國」から引用したことがわかる。同書に、

自唐以前、通行人間者、惟馬、班、范之史記、前後漢書三史而已、其次則三國志、若晉書及南北朝各史、未流布也。以史漢目爲三史、始於司馬彪續漢郡國志、已見前。...³¹

と見られることから明かであろう。

「書籍考」の史記において、

十七史商榷ニ常熟毛氏刻集解及索隱皆伯夷列傳第一老子韓非列傳第三此元本也。而震澤王氏刻以老子莊子居伯夷傳之前、同爲一卷、居第一、申不害、韓非爲一卷居第三、蓋正義本也。開元二十三年奉勅升老子莊子因老、而類升張守節從之、若監本老子伯夷同傳第一莊子韓非同傳第三、則又是後人所定ト云フ。³²

とある部分は、『十七史商榷』卷五、史記五、「正義改列傳之次」に、

常熟毛氏刻集解及索隱、皆伯夷列傳第一、老子韓非列傳第三、此元本也。而震澤王氏刻以老子、莊子居伯夷傳之前、同爲一卷、居第一、申不害、韓非爲一卷、居第三、蓋正義本也。開元二十三年奉勅升老子、莊子因老而類升、張守節從之。若監本老子、伯夷同傳第一、莊子、韓非同傳第三、則又是後人所定。³³

と、まったく同文を引用した。

「書籍考」の史記の集解の項目では、

按ニ原本八十卷.....後來宋本元板及汲古閣翻刻十七史篇、俱ニ史記ノ篇數ニ依テ百三十

³⁰ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、68頁。

³¹ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、927頁。

³² 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、71頁。

³³ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、30頁。

巻トス。王鳴盛云疑始于宋人或ハ其然ラン。…³⁴

と、王鳴盛の名のみあり、その書名を記していないが、『十七史商榷』巻一、史記一、「史記集解分八十巻」に、

漢志史記百三十篇、無卷數。裴駟集解則分八十卷、見司馬貞史記索隱序、隋志始以一篇爲一卷、又別列裴注八十卷、新舊唐志亦然、不知何人刻、集解亦以一篇爲一卷、疑始于宋人、今予所據常熟毛晉刻正如此、裴氏八十卷之舊不可復見、不知其分卷若何。³⁵

と見られるように、この部分からの引用であることが分かる。

「書籍考」の史記索隱にも『十七史商榷』からの引用が見られる。

十七史商榷ニ索隱三十卷、張守節正義三十卷、見唐志皆別自單行不與正文相附、今本皆散入、……張氏三十卷本、今不可得而見矣。³⁶

とあり、この部分は、『十七史商榷』巻一の「索隱正義皆單行」³⁷からの引用されたものである。

『正齋書籍考』巻三、史部、「漢書百二十巻」に関して、

按ニ十七史商榷ニ前明嘉靖初南^{マツ}宋^{マツ}國子監祭酒甬川張邦奇修補監中十七史舊板、并添入宋遼金元、十一年七月成其漢書、所據建安書坊劉之同板也ト云フ。然ニ劉之間ヲ萬曆北監本ニハ宋板ト同ク劉之間ニ作り、嘉靖南監本ニハ誤テ劉之同ニ作ル。十七史商榷又ソノ誤ヲ襲フ。是南監本モト慶元宋刻ノ眞本ヲ目賭セズシテ、唯ソノ鈔本ヲ見、商榷ハモトヨリ南監本ヲ見テ説ヲ爲ノ致ス所ナルベシ。然レバ此慶元板モ嘉靖ノ時ステニ罕觀ノモノ、況ヤ清ニ至テ乾隆琳琅書目ニ収メズ。其亡佚ヲ知ル。商榷ニ又云、至於劉之同也者、不過趙宗時刻書之人、尤爲浮淺、然猶知好古、又以鍼砭俗學、コレ監本ニ非スト雖モ劉之間黃宗仁ヨリ心ヲ竭シカヲ用テ校刻セシ也。宋ノ時書坊ノ刻本ト雖モ校對彫鏤ノ苟且ニセザル事、此ノ如シ、明以來監本ノ及トコロニ非ズ。古人ノ篤學ヲ見ルニ足ル。³⁸

と記している。この部分の前段で引用した「前明嘉靖初南^{マツ}宋^{マツ}國子監祭酒甬川張邦奇修補監中十七史舊板、并添入宋遼金元、十一年七月成其漢書、所據建安書坊劉之同板也」については、『十七史商榷』巻七、漢書一の「監板用劉之同本」の前段を引用している。

³⁴ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、73頁。

³⁵ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、1頁。

³⁶ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、73-74頁。

³⁷ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、2頁。

³⁸ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、77-78頁。

前明嘉靖初、南京國子監祭酒甬川張邦奇修補監中十七史舊板、并添入宋、遼、金、元、十一年七月成。其漢書所據建安書坊劉之同板也。³⁹

と全く同文を引用した。正齋は「南宋」とあるが、正確には「南京」であり、誤写したものであろう。

その直後に割り注が見られる。

商榷ニ又云。宋余靖爲刊誤、備列先儒姓名、外添師古及張必也。必江南人歸宋太祖、時收偽國圖籍、召京朝官、校對皆題名卷末、今藝文志末附校一段不稱臣必、張良司馬相如、東方朔、揚雄四傳末各附校一段、則稱臣必、似必等語、皆附各卷末矣。血賈誼傳中、臣必語則、又插入顏注、不別附卷末、蓋傳寫參錯、コレ臣必ノ名ヲ見シガ爲メニ此ニ挿注ス。⁴⁰

とあるように、『十七史商榷』から引用しているが、「商榷」の漢書一の「監板用劉之同本」には、

蓋自師古注後、傳本不一、宋仁宗景祐二年、秘書丞余靖爲刊誤、備列先儒姓名二十五人、師古所列二十三人、外添師古及張必也。必、江南人、歸宋太祖時、收偽國圖籍、召京朝官校對、皆題名卷末、今藝文志末附校一段、不稱臣必、張良、司馬相如、東方朔、揚雄四傳末各附校一段、則稱臣必、似必等語、皆附各卷末矣。而賈誼傳中、臣必語則、又插入顏注、不別附卷末、蓋傳寫參錯。⁴¹

とあり、下線部分は、正齋が引用しなかった部分であるが、他は同文である。

「書籍考」の「後漢書 百三十卷」において、「商榷」を引用している。

十七史商榷ニ此志每卷首題云、梁劉昭注補、不知何人題正、因以司馬志、補范書、即劉昭所爲、故後人題之如此、別本改云補注、豈司馬志有所闕、昭補之、兼注之耶、司馬志無闕也。抑昭之前、已有注司馬志者、而昭又補其注耶。⁴²

とある箇所は、『十七史商榷』卷二十九、後漢書一、「范氏後漢書用司馬彪志補」に見える次の箇所からの引用でであることがわかる。

此志每卷首題云、梁劉昭注補、不知何人題、正因以司馬志補范書、即劉昭所爲、故後人題之如此、別本改云補注、豈司馬志所闕、昭補之兼注之耶。司馬志無闕也、抑昭之前、前已有注司馬志者、而昭又補其注耶。

³⁹ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、48頁。

⁴⁰ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、78頁。

⁴¹ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、48頁。

⁴² 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、81頁。

と見られる如く、同文の引用がされている。

「書籍考」の「三國志 六十五卷」において、

十七史商榷ニ晉書稱壽作三國志、善叙事有良史之才、語氣已足其下、又稱或云丁儀丁廙有名于魏、...⁴³

とある箇所は、『十七史商榷』卷三十九、三國志一の「陳壽史皆實録」からの引用であることがわかる。次の部分である。

晉書稱壽作三國志、善叙事、有良史之才。語氣已足。其下又稱、或云丁儀、丁廙有名于魏、壽向其子索千斛米、不與、竟不爲立傳。...⁴⁴

とあり、三國志を叙述した陳壽の才能を評価した部分である。

「書籍考」の「晉書 宋版 百三十卷」においては、

何超晉書音義ノコト十七史商榷ニ云、胡三省通鑑注自序云、晉書之楊正衡注吾無取焉。宋史藝文志則云楊齊宣晉書音義三卷、明南京國子監刻二十一史晉書有何超字升所撰音義三卷、...⁴⁵

と引用している。これは『十七史商榷』卷四十三、晉書一の「何超晉書音義」の次の部分からの引用である。

胡三省通鑑注自序云、晉書之楊正衡注、吾無取焉。宋史藝文志則云、楊齊宣晉書音義三卷、明南京國子監刻二十一史、晉書有何超字升所撰音義三卷。天寶六載、其内兄楊齊宣字正衡爲之序、胡及宋史誤以爲楊撰耳、古以舅之子爲内兄弟、姑之子爲外兄弟、故楊述令升爲我仲舅之子、而稱爲内弟。...⁴⁶

と見られるように、ここでも「商榷」から引用されている。

ついで「書籍考」は「宋書 一百卷」において、最初から

按二十七史商榷ニ沈約自序稱于齊武帝永明五年春、被勅撰宋書、至六年二月、紀傳畢功表上之、約卒于天監十二年、年七十三、永明五年四十七約自言百日數旬革帶移孔精神素非強健、

⁴³ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、84頁。

⁴⁴ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、277頁。

⁴⁵ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、86頁。

⁴⁶ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、319頁。

四十七八已值衰暮、其書一年便就何速如此、...⁴⁷

とあるのに対して、『十七史商榷』卷五十三、南史合宋齊梁陳書一の「沈約宋書」に次のように見られる。

沈約自序稱于齊武帝永明五年春被勅撰宋書、至六年二月、紀傳畢功、表上之。約卒于天監十二年、年七十三。永明五年、年四十七。約自言、百日數旬、革帶移孔、精神素非強健、四十七八、已值衰暮、其書一年便就、何速如此、...⁴⁸

と、ここでも「書籍考」は『商榷』から引用した。

「書籍考」は「陳書 三十六卷」について、

十七史商榷ニ梁陳書二書を説テ云。姚察在陳爲吏部尚書、當陳宣帝太建末、即奉勅撰梁史、入隋歷太子內舍人秘書丞北緯公、始自吳興、遷居關中、爲雍州萬年人、察學兼儒史、見重於二代、當隋文帝時、嘗訪察以梁陳故事、察每以所論載、奏之、于是、開皇九年勅并成梁陳二史、...⁴⁹

と見られ、『十七史商榷』卷五十三、南史合宋齊梁陳書一の「姚思廉梁陳二書」

姚察在陳爲吏部尚書、當陳宣帝太建末即奉勅撰梁史、入隋、歷太子內舍人、秘書丞、北緯公、始自吳興遷居關中、爲雍州萬年人。察學兼儒史、見重於二代。當隋文帝時、嘗訪察以梁、陳故事、察每以所論載奏之、于是開皇九年勅并成梁陳二史、遣內史舍人虞世基索本上進、藏于內殿、而書猶未成。...⁵⁰

と見られるように、正齋はここでも正確に「商榷」から引用している。

「書籍考」の「周書 五十卷 本紀八卷 列傳四十二卷」において、

十七史商榷ニ周隋二書ヲ擧テ云、唐高祖武德五年秘書丞令狐德棻始勅議修六代史、同時分撰者、凡一十七人、其限以六代者、蓋因宋書已有沈約南齊書、已有蕭子顯、惟魏收魏書爲衆論、所不許、故重修之、而合北齊及周隋梁陳爲六代也。...⁵¹

商榷ニ又隋書史ヲ擧テ云、貞觀十年五史竝告成、然皆無志、...⁵²

⁴⁷ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、86頁。

⁴⁸ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、388頁。

⁴⁹ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、88頁。

⁵⁰ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、389頁。

⁵¹ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、90頁。

⁵² 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、91頁。

と見られ、前半部は『十七史商榷』卷六十五、北史合魏齊周隋書一の「令狐德棻等周隋二書」に、

唐高祖武德五年、秘書丞令狐德棻始勅議修六代史、同時分撰者凡一十七人、其限以六代者、蓋因宋書已有沈約、南齊書已有蕭子顯、惟魏收魏書爲衆論所不許、故重修之、而合北齊及周、隋、梁、陳爲六代也。…⁵³

とあり、後半部は、『十七史商榷』卷六十五、北史合魏齊周隋書一の「隋書志」に、

貞觀十年、五史竝告成、然皆無志、十五年、又詔左僕射于志寧、太史令李淳風、著作郎章安仁、符璽郎李延壽同修五代史志、凡十志三十卷。⁵⁴

とある部分を引用したことは確かである。

「書籍考」の「南史八十卷 帝紀十卷、列傳七十卷」、「北史八十卷 本紀十二卷、列傳八十八卷」について、

十七史商榷ニ新書於延壽、叙述頗詳且多褒譽、若舊書、則以延壽附令狐德棻傳下、首云李延壽者、添一者字、意甚輕之叙述粗畧無所稱美、…⁵⁵

とあり、この部分は、『十七史商榷』卷五十三、南史合宋齊梁陳書一の「新唐書過譽南北史」の箇所に見られる。

愚謂此傳於延壽叙述頗詳、且多褒譽、若舊書則以延壽附令狐德棻傳下、首云李延壽者、添一者字、意甚輕之、叙述粗略、無所稱美、…⁵⁶

とあり若干の編集を加えているが、ほぼ全文を引用している。

「書籍考」の「新唐書二百二十五卷」にも「商榷」から引用している。

十七史商榷ニ歐宋修書本不同時也。考宋史、宋祁傳言其修唐書、在仁宗天聖之晚年、歷明道、至慶歷中告成、以書成、進左丞云云、凡閱十餘年、自守亳州、出入内外、常以膏自隨、又歐陽修傳於遷翰林院學士、俾修唐書、一段之下、即繼之、以知嘉祐二年貢舉云云。…⁵⁷

とあり、この部分については、『十七史商榷』卷六十九、新舊唐書一の「宋歐修書不同時」に見られる。「慶歷中」の慶歴であるが、北宋の仁宗の年号は「慶曆」で 1041-1048 年に使われた。

⁵³ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、540頁。

⁵⁴ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、541頁。

⁵⁵ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、92頁。

⁵⁶ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、391頁。

⁵⁷ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、94頁。

王鳴盛がこれを慶歴とするのは、清の乾隆帝の諱「弘曆」を忌避したためであろうが、正齋は王鳴盛の原文をそのまま引用したため「慶歴」と記したと言える。

「歐宋修書本不同時也。」については、「商榷」には、

胡宗愈奏請進糾謬云、新唐書乃歐陽修、宋祁所撰、修撰帝紀、表、志而祁爲列傳、各據所聞、商畧不同、故其所書事迹不免或有差誤云云。愚攷二公修書不相通知、其實乃本不同時也。⁵⁸

とある部分を編集して使っている。そして次の「歐宋修書本不同時」部分は、

考宋史第二百八十四卷、宋祁傳言其修唐書在仁宗天聖之晚年、歷明道、景祐、寶元、康定、至慶曆中告成、以書成進左丞云云、凡閱十餘年、自守亳州、出入内外、常以亳自隨。此言十餘年、而吳縝則云十七年、又言二十年。又第三百十九卷、歐陽修傳於遷翰林院學士、俾修唐書一段之下、即繼之、以知嘉祐二年貢舉云云。…⁵⁹

とあり、下線部分を省略して引用した。

「書籍考」の「十六國春秋 百卷二十四冊 舊本第魏鶴鴻」においては、

按二十七史商榷ニ此書隋志一百卷、唐志百二十卷至宋志、則無之、蓋當五代及宋初而亡、故晁說之稱司馬溫公所考十六國春秋、已非鴻全書、文献通考亦不載。…⁶⁰

とあり、この部分が『十七史商榷』のどの部分からの引用かと言えば、同書卷五十二、晉書十の「崔鴻十六國春秋」に見える。

此書隋志一百卷、唐志百二十卷、一百二十卷、至宋志則無之、蓋當五代及宋初而亡故。晁說之稱司馬溫公所考十六國春秋已非鴻全書、文献通考亦經籍考不載。…⁶¹

とあり、「書籍考」では下線部分が削除されている。

「書籍考」の「新唐書糾繆^マ 二十卷 宋 吳縝」については、

十七史商榷ニ吳縝自序云、此書訛文謬事、歷々具存序方從宦巴峽、僻陋寡聞、無他異書、可以考證、止以本史、自相質正、已見其然、若廣以它書、校之則穿穴破碎、當不止此、…⁶²

⁵⁸ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、594頁。

⁵⁹ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、594頁。校訂本は慶歴は慶曆に改められている。

⁶⁰ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、95頁。

⁶¹ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、384頁。

⁶² 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、95頁。

とあるが、『十七史商榷』卷六十九、新舊唐書一、「新唐書糾謬」には、

吳縝新唐書糾謬二十卷、自序云、此書訛文謬事、歴歴具存。予方從宦巴峽、僻陋寡聞、無他異書可以考證、止以本史自相質正、已見其然。若廣以它書校之、則穿穴破碎、當不止此。

…⁶³

とあり、一部省略があるがほぼ引用している。

「書籍考」の「建康實録 二十卷 唐許嵩」については、

十七史商榷ニ唐許嵩、建康實録二十卷、宋嘉祐四年知江寧軍府事梅摯等刻於江寧府、紹興十八年權荆南軍府事劉長等又刻於荆湖北路安撫司、予所藏凡構字、皆注今上御名、乃從紹興本、鈔出者此書載宋史第二百三卷藝文志第四卷、末識云、吳大帝黃武元年壬寅至唐至德元年丙申、五百三十五年第十卷、末又識晉元帝太興元年至至德年數、此當是其成書之歲。

此書用意亦李延壽之流亞延壽取八代爲一書、嵩又取吳晉宋齊梁陳爲一書、已覺蛇足、…⁶⁴

とあり、『十七史商榷』卷六十四、南史合宋齊梁陳書十二、「建康實録」には、

唐許嵩、建康實録二十卷、宋嘉祐四年、知江寧軍府事梅摯等刻於江寧府、紹興十八年、權荆南軍府事劉長等又刻於荆湖北路安撫司、予所藏凡構字、皆注今上御名、乃從紹興本鈔出者。此書載宋史第二百三卷藝文志、第四卷末識云、吳大帝黃武元年壬寅至唐至德元年丙申、五百三十五年。第十卷末又識晉元帝太興元年至至德年數、此當是其成書之歲。

此書用意亦李延壽之流亞、延壽取八代爲一書、嵩又取吳、晉、宋、齊、梁、陳爲一書、已覺蛇足、…⁶⁵

とあり、ここでも「商榷」の原文から引用を行っている。

「書籍考」の最後に掲げられたのが「後漢紀三十卷 晉袁宏撰」である。そこにも「商榷」からの引用が見られる。

商榷ニ悦書在班之後、全取班書宜也。宏書則在范之前、然亦皆范書所有范所無者甚少何耶、宏自序云々、則宏所採者亦云博矣。乃竟少有出范書外者、然則諸書精實之語范氏撫拾已盡。

⁶⁶

この部分は、『十七史商榷』卷三十八、後漢書十、「後漢紀」に見える。

⁶³ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、596-597頁。

⁶⁴ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、95頁。

⁶⁵ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、538-539頁。

⁶⁶ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二、97頁。

晉東陽太守袁宏後漢紀三十卷、其著述體例及論斷全仿荀悅前漢紀爲之、但悅書在班之後、全取班書宜也。宏書則在范之前、然亦皆范書所有、范所無者甚少、何耶。宏自序云々、予嘗讀後漢書、煩穢雜亂、睡而不能竟也、聊以暇日、撰集爲後漢紀。其所掇會謝承書、司馬彪書、華嶠書、謝忱書、漢山陽公記、漢靈獻起居注、漢名臣奏、旁及諸郡耆舊先賢傳凡數百卷。前史闕畧、多不次叙、錯謬同異、誰使正之。經營八年、疲而不能定、始見張璠所撰書、其言漢末事差詳、故復探而益之、據此則宏所採者亦云博矣。乃竟少有出范書外者、然則諸書精實之語、范氏摭拾已盡。⁶⁷

とあり、下線部分は全て省略され引用された。

4 小結

上述のように、現在確認される王鳴盛『十七史商榷』が乾隆五十二年（天明7、1787）に洞涇草堂藏版として刊行され、同版と同様かは不明であるが、すくなくとも四年後の寛政三辛亥年（乾隆56、1791）に『十七史商榷』一部一套が、長崎に舶載されたことがわかる。

その『十七史商榷』は、おそらく徳川将軍家に購入され、将軍家の図書館であった紅葉山文庫に納入され、その『十七史商榷』を最大限に利用したのが、文化五年（1808）二月晦日から文政二年（1819）二月まで書物奉行を勤めた近藤重蔵、正齋であった。

本稿で確認したように、正齋の『正齋書籍考』卷三は、中国の史書に関して、とくに正史を中心に史記から新唐書までを書誌学的に検討した成果であり、その際に参考利用されたのが、清朝における最盛期の史学の成果であった王鳴盛の『十七史商榷』であった。『十七史商榷』は中国歴代の史書とりわけ正史を中心にその成立過程から、内容の誤謬や問題を詳細に検討したもので、近藤正齋にとって参考に値する大きな成果であった。近藤正齋は、当時の日本で最高級の漢籍を揃えた紅葉山文庫の責任者となって、文庫の図書をおそらく全て把握していたと思われる。その際に、同時代の清朝中国史学の最高の成果の一つであった王鳴盛の『十七史商榷』に出会う幸運に遭遇したのであった。

近藤正齋と王鳴盛の『十七史商榷』の出会いが、正齋の「書籍考」史部の学術価値一層高めることになったと言えるであろう。近藤正齋は、「書籍考」史部に止まらず、彼の有名な著作である『右文故事』⁶⁸においても『十七史商榷』を参照しているのである。

⁶⁷ 黄曙輝點校『十七史商榷』上海書店、274頁。

⁶⁸ 市島謙吉編『近藤正齋全集』第二に『右文故事』卷一より卷十六、附録五卷、餘録四卷（99-588頁）が収録されている。

舊紅葉山文庫本『十七史商榷』（国立公文書館内閣文庫）全十六冊 第一冊表題と第一葉
 上 十七史商榷 表題 （表題左下の白地の紙は、書号が糊付け添付されたもの）
 下、同第一葉表 「秘閣圖書之章」（左右二箇所）

